

坂戸市工事監督要領

平成 21 年 3 月 26 日 決裁

平成 25 年 3 月 21 日 決裁

平成 31 年 3 月 26 日 決裁

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 坂戸市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の監督に関する事務については、法令その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(監督員)

第 2 条 監督員は、工事を担当する課、室又は所の長（以下「工事担当課長」という。）が指定する。監督員の交替にあっても同様とする。

2 前項の規定により指定された監督員は、工期の途中で交替する場合のほか、工事目的物の引渡し（部分引渡しを除く。）をもってその職務を免ぜられる。

(監督員の構成)

第 3 条 監督員は、次に掲げるところにより、総括監督員及び担当監督員をもって構成する。ただし、工事担当課長が必要と認めるときは、総括監督員が担当監督員を兼ねることができる。

(1) 総括監督員は、担当監督員の上位の職にある職員をもって充てる。

(2) 担当監督員は、当該工事を担当課（室、所等）の職員をもって充てる。

(監督員の業務)

第 4 条 監督員の業務は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 総括監督員

ア 受注者に対する指示、承諾又は協議で総括監督員が必要と認めるもの

イ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）のうち、総括監督員が必要と認めるもの

ウ 工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認めら

れる場合における措置、当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の工事担当課長に対する報告

- エ 担当監督員の指揮監督及び監督業務の掌握
- オ 坂戸市工事成績評定要領に基づく工事成績の評定
- カ その他工事担当課長が必要と認める事項

(2) 担当監督員

- ア 受注者に対する指示、承諾又は協議
- イ 設計図書に基づく工事の施行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- エ 監督業務全般についての総括監督員への報告
- オ 軽易な変更、緊急な場合の措置
- カ 坂戸市工事成績評定要領に基づく工事成績の評定
- キ その他総括監督員が指示する事項

(監督員の任務)

第5条 監督員は、工事担当課長の指揮及び監督を受け、契約図書に基づき、工事が工期内に安全に完成するよう受注者を指揮監督しなければならない。

(工事担当課長への報告)

第6条 監督員は、適切に工事の施行状況を工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(監督員の交替)

第7条 監督員が交替するときは、必要な事項を後任者に引き継ぎ、これを工事担当課長に報告しなければならない。

第2章 書類

(備付け書類等)

第8条 監督員は、次に掲げる書類等を整備しておかなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 現場代理人等通知書
- (3) 工事工程表及び施工計画書

- (4) 材料承諾書（様式第1号）又は資材・製造所等選定報告書（様式第2号）
- (5) 工事記録（様式第3号）又は工事現場連絡票（様式第4号）
- (6) 「施工プロセス」チェックリスト（様式第5号）又は「施工プロセス」チェックリスト（様式第6号）
- (7) 工事写真
- (8) 出来形管理図
- (9) 品質管理表
- (10) 工事完成通知書
- (11) その他必要な資料
（作成書類の整理）

第9条 監督員は、必要に応じて次に掲げる図書等を作成し、整理しておかなければならない。

- (1) 契約の履行に必要な詳細図等
- (2) 工事の施行に関する協議等の記録
- (3) 工事施行状況の検査、工事用材料の試験及び検査並びに完成検査に関する記録
- (4) その他監督に関する書類
（受注者からの提出書類）

第10条 監督員は、契約図書に基づき受注者から提出された書類の内容を確認し、必要に応じて工事担当課長に報告しなければならない。

（工事記録等）

第11条 監督員は、受注者に対して指示、承諾又は協議をする必要がある場合、土木工事にあつては工事記録（様式第3号）により、建築及び設備工事にあつては工事現場連絡票（様式第4号）により、その旨を明確に記録として残さなければならない。

（部分払）

第12条 監督員は、契約書に基づき受注者から部分払の申出があつたときは、遅滞なく現場を確認の上、出来高内訳明細書又は出来高調書を審査し、又は必要に応じて作成し、工事担当課長に報告しなければならない。

（部分使用）

第13条 監督員は、工事中の施設を部分使用する場合には、部分使用依頼書により、受注者の承諾を受け、速やかに施設管理者及び工事担当課長に報告しなければならない。

(部分引渡し)

第14条 監督員は、設計図書において工事の完成に先立って引き渡しを受けることを指定した部分（以下「指定部分」という。）について、受注者から指定部分に係る工事が完成した旨の通知があった場合には、遅滞なく指定部分の工事の施行に関する書類及び現場を確認の上、出来高内訳明細書又は出来高調書を審査し、又は必要に応じて作成し、工事担当課長に報告しなければならない。

(工事完成通知書)

第15条 監督員は、工事完成通知書が提出されたときは、遅滞なく工事の施行に関する書類及び現場を精査し、工事担当課長にこれを報告しなければならない。

第3章 監督

(安全等の確保)

第16条 監督員は、工事の施行に当たって、公衆の生命及び財産に関する危害等の防止、水利及び交通の安全の確保並びに環境保全に努めるよう受注者に周知徹底させなければならない。

(現場状況の熟知)

第17条 監督員は、あらかじめ当該工事に係る請負契約書、設計図書（工事仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に関する質問回答書をいう。以下同じ。）、坂戸市工事検査実施要領その他関係法令を十分理解するとともに、工事現場の状況を熟知して、工事が完全に施行されるよう努めなければならない。

(工事内容の説明等)

第18条 監督員は、現場代理人と最初に打合せをするときに、契約時における確認票（様式第7号）を作成し、その写しを現場代理人に提出しなければならない。

2 監督員は、受注者に対して、工事着手前に当該工事の内容を正確に説明し、施設の位置、工法等について、打合せをしなければならない。

(工事用材料の承諾及び検査)

第19条 監督員は、受注者に土木工事にあつては材料承諾書(様式第1号)、建築及び設備工事にあつては資材・製造所等選定報告書(様式第2号)の提出を求め、材料の仕様を確認し、工事担当課長に報告しなければならない。

2 監督員は、現場搬入時等に監督員の検査を受けて使用すべき工事用材料について、受注者から検査を求められたときは、品質、形状寸法等を検査しなければならない。

3 監督員は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料について、受注者から検査を求められたときは、工事担当課長に報告し、検査を行うものとする。検査を終了したときは、工事担当課長にその結果を遅滞なく報告しなければならない。

4 監督員は、第2項及び第3項に規定する検査の結果、合格した材料と未検査の材料又は不合格の材料との区分を明確にし、不合格の材料は、受注者を通じて遅滞なく工事現場の外に搬出させなければならない。

(工事の促進)

第20条 監督員は、工事工程表に基づき、常に工事の管理状況を把握し、遅延のおそれがあると認めるときは、受注者に対し嚴重に注意し、その旨を工事担当課長に報告しなければならない。

2 監督員は、天災その他やむを得ない理由により工事の進捗が妨げられたときは、その状況を調査し、遅滞なく工事担当課長に報告しなければならない。

(設計図書と工事現場の状態との不一致)

第21条 監督員は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して工事担当課長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 設計図書と工事現場の状態が一致しない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合

(3) 設計図書の内容が相互に符合しない場合

(4) 地盤等について予期しない状態を発見した場合

(改造請求)

第 2 2 条 監督員は、工事の施行が設計図書に適合しない場合は、受注者に対し、改造を請求しなければならない。ただし、重大なものについては、工事担当課長に報告し、指示を受けなければならない。

(施工検査)

第 2 3 条 監督員は、設計図書、施工計画書及び協議事項において定められた検査については、受注者（現場代理人及び主任技術者又は監理技術者等）の立会いの上、検査を行わなければならない。ただし、重要構造物を除き、写真等による確認が可能な場合は、検査の一部を省略することができる。

(施工体制等の確認)

第 2 4 条 監督員は、工事契約時から工事完了時までの施工体制及び施工状況を確認し、土木工事にあつては「施工プロセス」チェックリスト（様式第 5 号）に、建築工事にあつては「施工プロセス」チェックリスト（様式第 6 号）に記録しなければならない。

(臨機の措置)

第 2 5 条 監督員は、事故又は災害防止等のため受注者に対し緊急やむを得ず臨機の措置をとらせる必要があると認める場合は、工事担当課長に報告し、その措置について必要な指示を受けなければならない。

2 監督員は、前項の指示を受けるいとまがなく、かつ、受注者に臨機の措置をとらせたとき、又は受注者から緊急やむを得ず臨機の措置をとった旨の報告を受けたときは、速やかにその経緯を工事担当課長に報告しなければならない。

(工事の変更中止等)

第 2 6 条 監督員は、工事内容を変更し、又は工事の施行を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認める場合は、遅滞なく理由を付して、これを工事担当課長に報告しなければならない。

(検査の協力)

第 2 7 条 監督員は、検査員が行う検査に立ち会い、必要な資料を提出して当該検査に協力しなければならない。

第 4 章 諸手続

(官公署への手続)

第28条 監督員は、受注者に対し工事の進捗に合わせて、工事の施行に必要な官公署等への諸手続を遅滞なく行うように指示し、速やかに事務処理を行わなければならない。

2 監督員は、諸手続を完了した書類を、整理保管し、工事完成後に必要に応じ、施設管理者に引き継ぐものとする。

(工期の延期)

第29条 監督員は、受注者から工期延長申請書が提出されたときは、遅滞なく内容を調査し、意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第30条 監督員は、受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、中止しているときその他契約の目的を達成することができないおそれがあると認められるときは、速やかに実情を調査し、工事担当課長に報告しなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第31条 監督員は、貸与品及び支給材料について受注者の保管及び使用の状況を常に把握し、受注者の故意又は過失によって貸与品及び支給品が滅失し、又は毀損したときは、工事担当課長に報告し、その措置について必要な指示を受けなければならない。

(現場代理人等の変更)

第32条 監督員は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等について、工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められ、その交替を求めようとするときは、工事担当課長の承諾を受けなければならない。

(現場発生品の処理)

第33条 監督員は、関係法令に基づき現場発生品を適正に処理するよう受注者を指導しなければならない。

(建設副産物の適正処理状況)

第34条 監督員は、建設副産物を搬出する工事の場合、産業廃棄物管理票等により、適正に処理されているか把握しなければならない。

2 監督員は、建設資材を搬入する工事又は建設副産物を搬出する工

事の場合、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握しなければならない。

(工事目的物の損害)

第35条 監督員は、工事の施行に関し、天災その他不可抗力によって損害が生じたときは、実情を調査し、意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。

(地元住民への配慮)

第36条 監督員は、工事の施行に当たり、地元住民が受ける影響の把握に努め、苦情等があった場合は、事実を調査し、工事担当課長に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第37条 監督員は、工事の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、速やかにその事実を調査し、意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。

(委任)

第38条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、その施行日以後に締結する請負契約に係る建設工事の監督事務について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、その施行日以後に締結する請負契約に係る建設工事の監督事務について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、その施行日以後に締結する請負契約に係る建設工事の監督事務について適用する。